

## 公益財団法人石山つぎメモリアル・ファンド奨学資金給与要項

公益財団法人石山つぎメモリアル・ファンドは、社会有用の人材育成を目的に、山形県立米沢東高等学校の在校生及び卒業生を対象に、「公益財団法人石山つぎメモリアル・ファンド奨学資金給与規程」により返還の義務の無い奨学資金の給与を行うが、その実施について必要な事項を以下のとおり定める。

### 1. 奨学資金の給与を受ける者の資格及び給与金

#### (1) 在校生（1年次及び2年次に在籍する生徒）

##### (ア) A奨学生

- ①資格：学業・人物とも極めて優秀な者
- ②人数：各年次2名
- ③給与額：一人10万円

##### (イ) B奨学生

- ①資格：在学中、保護者（父母等）が不幸にして亡くなり、経済的に就学の困難が予想される在校生で、学業・人物ともに優秀な者
- ②人数：若干名
- ③給与額：一人10万円

#### (2) 卒業生（募集年度の3月に卒業し、大学等へ進学するもの）

##### (ア) C奨学生

- ①資格：学業・人物とも極めて優秀な者
- ②人数：5名程度
- ③給与額：一人20万円

##### (イ) D奨学生

- ①資格：学業・人物ともに優秀で、経済的に大学等への就学が困難と予想される者
- ②人数：若干名
- ③給与額：一人20万円

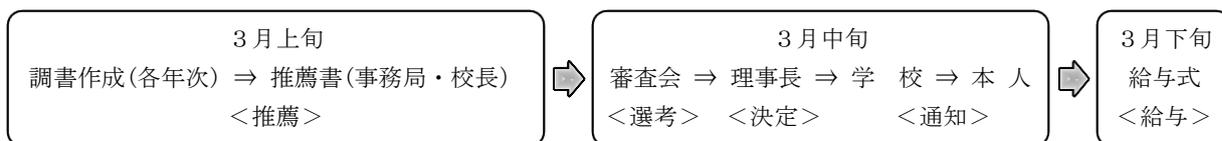
##### (ウ) E奨学生

- ①資格：本校に在学中、全国規模の大会等で入賞・入選など特に優れた実績を挙げた者
- ②人数：若干名
- ③給与額：一人20万円

※C、D、E併せて10名程度とするが、在校生の海外研修支援事業の予算執行に余裕が生じた場合は、増やすことができるものとする。

### 2. 奨学生の推薦及び決定等

奨学生は学校長が推薦し、奨学生審査会の選考を経て理事長が決定し、その結果は学校を経由して本人に通知する。



### 3. 給与式

- ・奨学金の給与については、学校で給与式を行い、原則として保護者同伴とする。
- ・奨学金の給与を受けた奨学生は、ただちに奨学金受領書を提出する。